

2024 年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（1 月募集）

[一般入試〔素養重視方式〕]

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 12 ページまであります。
4. 試験時間は 90 分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・携帯型音楽プレイヤー等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。
8. 問題冊子の余白等は適宜使用してもかまいませんが、ページを切り離したり破いたりしてはいけません。

入学試験日 2024 年 1 月 21 日（日）

小論文

問題

次の資料は、2023年2月～4月に行われた国会審議において「公会計」という発言に関連する議事録（一部修正を行っている）である。これを読んで以下の問題に答えなさい。

- (1) 「公会計」という用語は 2 つの異なる意味で使われている。①の資料の意味を A とし、他方の意味を B として答えなさい。
- (2) A の意味で使われている議事録の番号（資料①～④）を示しなさい。
- (3) B の意味で使われている議事録の番号（資料①～④）を示しなさい。
- (4) 学校給食費について、現在問題となっていることを述べたうえで、学校給食費の「公会計化」と「無償化」との関係について、述べなさい。
- (5) 資料②は、BF 氏の会計検査院の検査官任命の国会同意にあたっての参考人聴取である。BF 参考人の「公会計」についての考え方を、専門分野との関係から述べなさい。
- (6) WM 委員と AN 副大臣の「日本の公会計」についての見解の違いを述べなさい。

資料① [第 211 回国会 衆議院 予算委員会第四分科会 第 2 号 (2023 年 2 月 21 日) 会議録 (部分)] (固有名詞は記号化するなど一部改作しています)

[NK 党 MM 委員の質問]

○MM 委員：学校給食、保育園の給食もそうなんですけれども、子供食堂と位置づけて、無料にしてほしいというお声もございます。先ほど岐阜市で給食費の滞納が増えているという問題を申し上げましたけれども、どうしても、今、子育て世帯の負担軽減が必要になっているというふうに思います。それだけではなく、給食費の無償化という問題は、教職員の方々の負担軽減にもなるということをございます。給食費の滞納なんですけれども、名古屋市の学校では、給食費の集金の事務というのは、毎月、銀行の引き落とし、徴収簿の作成など日常業務に加えて、未払いの世帯への援助、対応、電話をしたり、手紙を書いたり、訪問をしたり、お話ししてもなかなか就学援助の手続が進まないケースもあるということで、時間がかかる状況があり、教職員の方々の負担が重なっております。無償化は教職員の方々の負担軽減にもなるというふうに考えますけれども、大臣、お答えをいただきたいといます。

○NO 大臣：学校給食などの学校徴収金につきましては、未納者への督促などの教員の負担軽減や、また保護者の利便性の向上等の観点から、徴収、管理を地方公共団体の業務とする公会計化を進める必要があると考えております。このため、文部科学省におきましては、徴収、管理に関するガイドラインや、また公会計化に関する Q アンド A、既に公会計化を実現している自治体の事例集を作成をいたしまして広く周知を図るなど、公会計化の推進に努めているところでございます。今後とも、学校給食費の徴収、管理に係る学校現場の先生方の負担軽減に向けた取組を促進してまいります。

○MM 委員：学校が抱えている問題をほかの部署に移すだけということになり、新たな行政サービスの低下を招きかねないということも大変危惧をされております。やはり保護者の方々の負担軽減、無償化という方向こそ力を注ぐべきではないかというふうに思っております。三月までに少子化対策のたたき台をまとめるということですが、やはり子育て世帯の方々への支援にもなるし、教職員の方々の負担軽減にもなる無償化を進めるべきだというふうに思います。しっかりとこのたたき台に給食の無償化を位置づけるべきだ、そして、学校給食法の改正、保護者負担というのを削除するということが必要だと思っておりますけれども、大臣の見解を伺いたいと思っております。

○NO 大臣：先生、繰り返してしまわれますけれども、学校給食費の無償化につきましては、学校の設置者と保護者との協力によりまして学校給食が円滑に実施されることが期待されるとの学校給食法の立法趣旨を踏まえて、設置者である自治体において適切に御判

断いただくものと考えております。

○MM 委員：七十二年前に学校の給食の無償化ということ、憲法を実現するということ、意欲を示していたわけですから、是非、子供ファーストということであれば、早急にこれを実現していただきたいというふうに思います。

資料② [第211回国会 衆議院 議院運営委員会 第7号(2023年2月22日)会議録(部分)] (固有名詞は記号化するなど一部改作しています)

[KM 党 ASN 委員の質問]

○ASN 委員 BF 候補は、ライフサイクルコストや品質コストを考える際に、安全性と有効性を重視する、中長期的な視野から経済性、効率性を追求するという点が重要だ、その点から見て、政府の諸施策の中には課題があるものがあると考えている、このような発言をされましたけれども、そこをもう少し具体的に、どういった視点で捉えていらっしゃるのか、お伺いできればと思います。

○BF 参考人 まず、製造業を例に品質コストについて御説明したいんですけども、自動車メーカーがここ数年グローバルにリコールというのを発生させております。これは、品質コストの考え方からいいますと、発売後にリコールになるということで、品質不適合コストという考え方を取ります。失敗コストとも言います。これは、失敗コストというのは発生させてしまうと、人の命にも関わることでありますし、企業にとってはリコールでコストが物すごくかかるわけです。それを防ぐには、やはり、造る前の段階で従業員の教育といった予防もしなければいけませんし、工程ごとに検査をかける、評価コストというのを事前にかけていく必要がある。そうすることで、トータルに安全性というものも担保されますし、トータルではコストが削減できるというような考え方を品質コスト、品質原価計算と製造業では呼んでおります。それを行政の方にも利用できるのではないかと、その考え方を利用できるのではないかと考えております。話を戻しますけれども、先ほどの所信の中で、私は、政府の諸施策の中に課題があるものがあると述べたところでございます。その趣旨としては、政府の諸施策においては、中長期的に取り組むべき課題も多い中で、どうしても、会計という誤解されがちで、短期的な経済性、効率性を追い求める道具じゃないかというふうに考えられるんですけども、そうではない、使い方の問題であって、例えば、維持管理を行う上でのライフサイクルコストが増大してしまったり安全性が損なわれてしまうことがあってはならないと考えているところでございます。事業の詳細な内容については把握していないものの、民間の立場から具体的に課題として感じたものについて、例えば、国が行う公共

事業は、整備した設備が中長期にわたって安全に利用できるように維持管理をする必要があり、そのためには中長期的な視点から維持管理に適切な費用をかけるということが重要であると考えています。適切な費用までも削減して維持管理をおろそかにすることによって、整備した施設の機能や安全性が損なわれ、その復旧に多額の費用が生じるような事態を生じさせないように、施設のライフサイクルを通じてコストを最小にすることを念頭に置いて施設の整備や維持管理を行う必要があるというふうに考えております。

○ASN 委員 大変分かりやすい御答弁、ありがとうございます。業務内容の見える化による無理、むら、無駄の排除、見える化を通じたそういったリスクテイクと申しますか、そういったことについて役に立ちたいというような趣旨の発言をされていたかというふうに記憶をしているんですが、今、業務内容の見える化というのは、一方で進んでいるDXに関しても非常に重要な取組だと思っております。BF 候補が業務の見える化というものについてどのようなイメージを現在お持ちなのかについても、是非、御意見を伺えればと思います。

○BF 参考人 管理会計、原価計算と申しますと、どうしても、部屋に閉じこもって電卓をたたいているイメージがあるかと思うんですけれども、本当の管理会計、原価計算というのは、まず現場を知ることから、製造業であれば製品を知ること、造る工程をしっかりと理解することから始まります。そこで現場の方々と協力し合って、その作業、活動を具体的に見える化していく、写真を使ってもいいんですけれども、そういうふうな形で活動をまず捉えていく。その活動にコストがかかっているのかどうか、それから、活動が生じるのは、例えば特定の製品を造るためという目的があって、活動があってコストがかかるわけで、その活動は本当に必要なのかどうか。そこを、特定の製品を造るという目的があるのは製品を買ってもらうためですから、その顧客の視点から見て分析していく。目に見える、言葉というよりも、むしろ、写真であったり図であったりということを、協力し合いながら、誰が見ても分かるような形で無理、むら、無駄というのを考えていく必要があるということでございます。これは、考え方として非常に重要な考え方で、いろいろなところに応用が利くのではないかと思います。単に無駄といっても、余りにも忙しく一人の人に負担をかける、無理をさせてしまうと、普通であれば無駄なんか生じないんですけれども、人ですから、人為的なミスがあり得るわけです。そこで無駄が発生してしまうということになります。また、これはあらゆる業務にということとはできないかもしれませんが、ある程度、活動の標準化できるところは標準化していく、それによって、うまくいったりいかなかったりということ、むらをなくすんだという考え方も取れるかと思えます。そういったことを具体的にみんなが分かるような形で、あるいは、みんなが考えて英知の結集をして、そういうことに取り組んでいくということが重要なのではないかというふうに考えております。

〔JM 党 WB 委員の質問〕

○WB 委員 現在、国においては、貸借対照表を年一回作成しております。しかし、これは複式簿記化に向けた取組の一環としてやっているわけですが、完全な形での複式簿記化というのはまだまだ道半ば、こういう状況になっているところで、結果として、決算が遅かったりいろいろな問題がある、私はそう思っております。先生に、会計の専門家として、公会計、国の会計の複式簿記化という問題についてどうお考えになっておられるか、お聞きさせていただきたいと思っております。

○BF 参考人 一研究者としてのお答えということによろしいでしょうか。ありがとうございます。回答させていただきます。私のゼミでは毎年公認会計士を六名ほど、HB 大学としては三十数名ほど輩出して、数が少ないながらも公認会計士業界にも貢献しているんですけども、その中で、東京都が複式簿記を採用するときに、IH 都知事の下で採用するときにプロジェクトに当たった学生、OBがおります。東京都のレベルでも非常に大変でございました。その一方で、デジタル化が進んでおりますので、そういう意味ではこれはグッドニュースではないかというふうには思っております。そのときよりは恐らくやりやすいのではないかというふうに考えております。私、特に医療機関、地方独立行政法人等の医療機関に行きますと、設備があるとかないとか、固定資産台帳を作ったはずですよというようなこともありますので、デジタル化が進んできたとしたらそれはグッドニュースなので、そういう方向への展開もあり得るとは思います。しかしながら、慣れ親しんできた、また、意味のある形で決算を行ってきているという面もありますので、全面的な複式簿記移行は多分難しいであろうけれども、コストとベネフィットの観点から検討すべきではないかというふうに考えております。

資料③ 〔第 211 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 2 号（2023 年 3 月 10 日）会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

〔RM 党 KT 委員の質問〕

○KT 委員 学校給食費の無償化について伺いたいと思っております。家庭の事情で朝御飯を食べずに学校に来る子供が増えています。そしてまた、学校給食が唯一の命綱のような環境にある子供たちが増えております。シングルマザーサポート団体全国協議会が昨年十一月にまとめたひとり親家庭の物価高による影響調査の中で、大変深刻な実態が明らかになりました。子供の食事の量や回数を減らしたり、トイレを流す回数を減らしたり。入浴回数を減らしたという御家庭は何と三四％、そしてまた、暖房を入れない家庭は六九％にもなりました。

その一方で、給食の年間負担額は、小学校で平均四万九千円、中学校で平均約五万六千円です。仮に、小学生の子供と中学生の子供、二人いる御家庭では、年間十万五千円かかるわけです。これは、物価高で苦しむ家計において非常に重い、大きな負担だと思います。給食費の無償化は、子供たちの健全な育成や成長はもちろんのこと、保護者の経済的負担の軽減、さらには、給食費の徴収や滞納している家庭への対応に追われている教職員の負担解消につながるというふうに考えます。現状、ちょっとこれは数字が変わっているかもしれませんが、全体の〇・九%の小中学生が給食費未納であり、その背景には親のネグレクトとか貧困といったケースもあるというふうに私は承知をしております。我が党は、公立小中学校の給食無償化、これは最優先で取り組むべきだということを強く訴えてまいりました。物価高が続く今だからこそ、是非政府として実現していただきたいと考えておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○NO 大臣 児童生徒の学校給食費につきましては、経済状況が厳しい保護者に対しましては、生活保護によります教育扶助や、また就学援助を通じまして支援をしているところでございます。学校給食の無償化につきましては、学校の設置者と保護者との協力により学校給食が円滑に実施されることが期待されるとの学校給食法の立法趣旨を踏まえまして、設置者である自治体において適切に御判断いただけるものと考えております。

○KT 委員 物価の高騰が止まらない中で、給食費の値上げに踏み切る学校の話をよく耳にします。例えば、卵は給食に欠かせない食材ですけれども、鳥インフルエンザの影響によりまして、卵を産む採卵鶏の割以上が殺処分となって、卵の価格が大変高騰しています。全国で、給食費を値上げした、あるいは今後値上げを予定している学校の数、割合というものを文部科学省としては把握されておられるでしょうか。国として何らかの支援を検討しているのか、伺いたいと思います。

○FW 政府参考人 お答えいたします。現時点で、四月以降の、自治体で学校給食費を値上げするといったような数につきましては、文科省として調査を行っておらず、承知はしておらないところでございます。ただ、今年度につきましては、今御説明を申し上げましたように、地方創生臨時交付金を活用した保護者負担軽減に向けた取組がほとんどの自治体において行われている、こういった状況であるわけでございます。

○KT 委員 文科省としては調査もしていないし、把握もしていないし、内閣府の地方創生臨時交付金を活用して、それぞれの自治体で頑張ってもらえばいいんじゃないですかと。大変冷たい対応だと言わざるを得ません。こういう、政府が全然給食費の無償化に取り組まないで、地方自治体が独自に頑張ってもらって、給食費を無償化しているケースが増えています。ある調査では、千七百四十一市区町村中二百六十七市区町村と、一五%の市区町村が既に無償化を

実施しています。また、新聞報道等によれば、コロナ禍の二〇二〇年度に給食費を一部又は全額無償化した市町村は百十五団体に及んだそうでございます。その財源ですけれども、独自に確保できない自治体は、国の地方創生臨時交付金を活用しているところも多くあったということでございますが、この地方創生臨時交付金は、2023年度以降はどうなるのでしょうか。内閣府に伺います。

○KD 政府参考人 お答えいたします。地方創生臨時交付金につきましては、長引くコロナ禍におきまして、自治体が財政上の不安なく様々な社会的要請に適切に対応できるよう措置してきたところがございます。各自治体におきましては、コロナ禍における食料品価格等の物価高騰への支援として、学校給食等の保護者負担の軽減も含め、地域の実情に応じたきめ細かな支援が行われていると承知をしております。本交付金につきましては、補正予算、また予備費に基づきます臨時的措置でございます。2023年度につきましては、本年度の繰越しの分を各自治体において執行いただくというふうに考えておりますが、今後の物価対策につきましては、物価動向、また国民生活、事業者への影響等を注視しながら、政府全体で適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○KT 委員 ですから、今後の対応については全くまだ見えない、分からないということでございます。私の地元、新潟県三条市も、コロナ禍の物価高に対する対策として、この交付金を活用しました。そして、三学期分の給食費を無償化したんです。しかし、市独自で無償化を今後も継続した場合は一般財源で約四億二千万円が必要なことから、市単独での無償化継続を断念しました。やむを得ず、この四月から元の有料に戻すということであります。ただし、給食費における食材価格の上昇分というものは、これは市で負担をして、給食費の値上げは行わずに据置きにするとしています。臨時交付金が打ち切られて財源を失ってしまう自治体は、給食費無償化を泣く泣く取りやめることが今後出てくるのではないかとこのように思います。これは政府として仕方がないというお考えでしょうか。大臣に聞きます。

○NO 大臣 お答え申し上げます。本当に、物価高騰に対する取組、これにつきまして、これは給食費のことでございますが、今後の政府全体の取組の中で、関係省庁と連携を取りまして、適切に対応していきたいと考えております。

○KT 委員 先ほど申し上げましたように、本当に家計が苦しいんですね。一人親家庭も増えている。せめて文科大臣としては、この学校給食の無償化ぐらいやっていただきたいということを強く求めたいと思います。ゼロ回答で、大変がっかりいたしました。コロナ禍で学級閉鎖や休校が度々起こりました。その都度給食が止まってしまうわけですね。そうすると、準備していた食材を処分しなければならなかったということで、非常に大変だったというお話を伺いました。そしてまた、学校を休んで給食を食べられなかった子供には給食費を返

金しなければいけない、こういう事務作業もございまして、学校栄養職員の方、また事務職員の方、負担が余りにも大きいというふうを感じるわけですけれども、これは人員増など何らかの対応を考えていく必要があるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○NO 大臣 御指摘の、コロナ禍における給食費の返還ですとか食材のキャンセル費に係る会計処理等につきまして、例えば 2020 年の臨時休業の際は、予備費を活用いたしまして、学校臨時対策補助金を創設いたしまして、栄養教諭らや事務職員を介さずに直接学校設置者の方から保護者や事業者に返還することも可能となるような仕組みとしたところがございます。また、学校給食費等の学校徴収金につきましては、未納者への督促等の教員の負担軽減等の観点から、公会計化の推進は進めております。

資料④ [第 211 回国会 参議院 決算委員会 第 3 号 (2023 年 4 月 5 日) 会議録 (部分)] (固有名詞は記号化するなど一部改作しています)

[KM 党 WM 委員の質問]

○WM 委員 国の財務書類の課題というところをちょっと取り上げていきたいと思っております。国の財務諸表は、本当に公会計室頑張っていたいただいて、大分見やすくなりました。一方、国際会計基準というのがありまして、IPSAS って私どもは略しているんですけど、これ国、政府、地方政府の財務諸表の国際基準であるんですけど、どちらかという、各国の会計士ですか、専門家の協会が進めている基準ということであり、当然政府の立場とはちょっと違う面もあるのも事実であります。そういう中、この IPSAS は、いわゆる完全発生主義というんですか、いわゆる発生主義、いろんなパターンを認めているんですけど、当然志向するのは発生主義というところなんで、これ、ちょっとまた説明すると長くなるんですけど、そういう完全発生主義を適用している公会計、また公会計特有のいろんな課題もありますので、そんな基準もどんどんどんどん増えているのがこの今 IPSAS という国際公会計基準の現状でありまして、現在のこの IPSAS の適用国ということで、これいろいろあるんですけど、例えば IPSAS ですと、世界的に共通の一つの幅を持った基準ということの提示に対して、適用国が四か国、参照している国が十六か国ということとか、例えば IFRS、これイファースと我々は言っているんですけど、これ企業会計ベースの財務諸表で、特にイギリスはやはり会計の発祥地でありますので、そういったところは国の財務諸表でももう企業会計ベースでやっていると、そういう事実です。それに対して、各国独自の基準でやっているというのは十八か国、アメリカ合衆国もそうでありますし、我が国も、そういう意味で我が国の省庁別の財務諸表の基準があると、こういう流れになっております。そこでお尋ねをしたいんですけども、適用・参照国が、非常に IPSAS の導入というのが

やっぱり増えている動向でもありますし、また I P S A S を今後どういう議論をしていくかと、これはまた I P S A S の中での議論もあるわけではありますが、そういう動向に対して財務省は現在どのように受け止めているのか、お尋ねをいたします。

○AN 副大臣 WM 委員におかれましては、公会計の整備、発展に御尽力をいただき、また日頃から財務省職員に対しましても御指導を賜り、御礼を申し上げたいと思います。みんな感謝してございます。その上で、諸外国の一部におきまして、その国の独自の会計基準から国際公会計基準であります I P S A S への移行を検討している動きがありますことは私たちも承知をしているところでございます。我が国の国の財務書類が財政制度等審議会において取りまとめられました省庁別財務書類の作成基準を適用しておりまして、この基準の策定に当たりましては、資産や負債の定義等につきましても I P S A S の考え方を参考とさせていただいているところであります。一方で、I P S A S の導入に当たりましては、出納整理期間など我が国の財政制度と整合しない点につきまして十分な検討が必要であると考えておりまして、そのまま導入するということは困難であると考えているところであります。しかし、I P S A S におきましては、財務報告の質の向上に向けた様々な議論が進められていると承知をしてございまして、引き続き、I P S A S の議論も注視をしながら、我が国の財務情報のより充実した開示に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

○WM 委員 副大臣、ありがとうございます。そこで、この I P S A S、当然、国際的な組織でありますので、各国なり政府なり、有識者が入って、いわゆるこの I P S A S の運営をしていると、それから基準の見直しもしていると。そういう中に、たしか日本では前の会計検査院長の KB さんが今この I P S A S のボードに入っていると、そういうふう理解しております。私としては、是非財務省も事務方誰か送っていただいて、もっともっと情報を仕入れて、かつ議論をリードするような、またそういった取組、関わりですか、していただきたいので、これ個人的な意向なんで今日は答弁を求めませんけれども、そういう認識をしております。そういう中、じゃ、世界のこの国の財務諸表の発表というんでしょうか、のタイミングを、ここでは六か国が提示されております。フランスを除いて、どちらかというといずれも、英国ですか、まあ英米系ですね。ということでもありますけれども、特に日本のこの財務諸表ですか、貸借対照表日という、いわゆる三月三十一日から約十か月後ですか、今から九か月ぐらいですかね、九、十か月後ぐらい、そして、その全省庁も含めた、独立行政法人も含めた連結財務書類が約十二か月後に公開されていると。こういう状況に対して、先ほどのその国際基準の公表期限は決算日後六か月以内というのが一つの、何というんですか、期待値になっておりまして、そうすると、三月末ですから、九月末と。そういうことで、イギリスはとにかく早いんですね、大体四か月。米国というあれだけ複雑な政府機関でも五か月ということやっておりまして、オーストラリアはたしか国と地方自治体の連結もやっていると、そういう中でこの半年ということでありまして、非常に、この国の財

務書類というのを非常に重要視、重視しているというのが分かると思います。そこでお尋ねをしたいんですけども、是非、この他国政府とか、また日本国内でも実は六か月以内で公表している事例もありまして、国の財務書類、もうちょっと、ちょっとじゃない、もっと頑張ってください、もっと早期化していただきたいなと思うんです。いかがでしょうか。

○AN 副大臣 お答えします。国の財務書類の作成、公表の早期化につきましてはこれまでも取り組んできたところでありまして、国の決算に当たりまして、収入、支出の現金の出納を完了させるための、先ほど御答弁申し上げましたけれども、出納整理期限が設けられているということ、それから、国の財務書類が歳入歳出決算書の計数等を基礎として作成するため、決算等の計数が確定した後でなければ本格的な作成作業を行うことができないということ、三点目に、特別会計の財務書類につきましては、法令により国会提出前の会計検査院の検査が求められているため時間を要するという、こういった制約がありまして、なかなか更なる早期化は現状では難しいと考えているところであります。

○WM 委員 ちょっと NT 参考人にも聞きたいんですけど、今、要はゼロ回答のようでしたね。まず、今、出納整理期間ですか、この言葉は実は会計法にあって、これ、いわゆる現金主義なんですね、考え方が。それを、先ほどの公会計室ですか、いろいろ頑張っていてかなり、ADAMS というんですか、取引の処理するシステムをかなり改善して、発生主義ベースにかなりなっているんですけど。例えばここで何が問題になるかという、例えば三月末に、何ですか、法人ですか、法人所得も含めて申告しますよね、三月決算。そうすると、法人税の収入があるんですけど、確定申告を提出、大体二か月ですから、五月には確定できると。そうすると、これを未収に上げればいいんですけど、この出納整理期間というのは、実はお金が入らないと税収には入れないということで、これが、何というんですか、発生主義なら、この出納整理期間って実は現金主義で、このために一生懸命、各関係部署もしっかり一生懸命お金を集めるために頑張っているんですけど、結構これ現場のときは負担なんです。だから、もう今これから電子申告ですし、三月末決算を五月末でもう自動的にやれば、ある意味で国の収入というのはほぼ確定しますから、それを計上すればいい。これが本来の発生主義で、企業会計もそうやっていますよね。ということで、分かっていただけの方は分かると思うんですけども。そうすると、やっぱり、もう少しやっぱり工夫というんですかね、まずこの出納整理期間というやり方を、考え方を変えればいいのかと思うんです。会計法、変えるのが一番いいんです、これ大変な大騒ぎですから。とにかく、入金とか入金ベースじゃなくて、もう支出とか入金確定した段階で計上すればいいというふうになると、かえって現場の負担が楽になるんじゃないかということと、あと、さっきのアメリカもそうなんですけど、各財務諸表を、先ほど、アメリカの環境省見たら、決算日から三か月後に監査を受けた報告書出ているんですよ。それを連結してやっているから、アメリカは五か月でもう発表していると、こういうスピーディーなことなんで。で、アメリカは、さらに、

たしか省庁ごとに四半期でやっているんですよね。ところが、日本は一年に一回。例えば、今令和三年の決算やっているでしょう、審議を。それで、もう既に令和五年の予算は承認しているんです。じゃ、令和四年は何なんだと。普通は、令和五年、その予算審議するときには令和四年の決算を基にやるわけですよ、企業は。だったら、今のやり方を何も改善できないんだったら、ゼロ回答だったら、半期報告書ぐらいやるべきじゃないかと。そういうのを、いや、やれって言いません、検討、研究ぐらいしていいかなと思うんですけど、財務副大臣、どうでしょうか。

○AN 副大臣 ありがとうございます。先ほど WM 先生おっしゃっていただきましたとおり、国の財務書類、企業会計の考え方や手法、参考として作成をさせていただいているところであります。ただ、私どもとしては、例えば2021年度末、これ現金、預金で考えますと、2021年度末時点の国庫における実際の政府預金残高は十三・〇兆円ということでありましたけれども、出納整理期間を、税収等の受入れが多いために、私たちが用いている数値といたしましては、現金・預金残高は四十八・三兆円ということになっています。ですから、どういう数字を使って解析を加えていくかということは非常に重要だと思っておりますことと、先ほど申し上げたとおり、インフラ資産の認識が、いわゆる企業会計と国の会計等が異なるといったような側面等もございますので、現在の決算書の在り方から考えますと慎重に検討が必要かと考えているところでございます。

○WM 委員 NT 参考人、先ほど、特別会計財務書類に、会計検査院の検査のための時間を要するという答弁がありました。それについてはどんなふうな認識していますか。会計検査院ちょっと頑張りという趣旨なのか、それとも何か理由があるのか。

○NT 参考人 会計検査院といたしましては、検査の基本方針というものを年に一度作成をしまして公表もさせていただいております。ここにおいては、今、WM 委員が御関心をお持ちの国の財務書類と、ただ、その基本的に法定化されておりますのは特別会計財務書類、我々の検査対象になっているところでございますが、その情報なども検査において活用するというを進めていきたいと思いますということを検査の基本方針においても明記をしまして公表しているところです。この取組は是非今後とも進めていきたいと思っておりますし、ここからはもう完全に私の個人的な見解でございますが、やはり、その作成、どう作成するかということは手段であろうかと思っております。じゃ、それを作ったものをどう使うのか。一つの我々としての使い方としては、検査に新たなコスト情報であるとかストック情報であるとかを見ていきたいと思いますというようなことを検査の基本方針で公表させていただいているところでございますので、その活用の面からどうあるべきかということが個人的には非常に重要なことというふうに考えておるところでございます。

○WM 委員 いわゆる将来の像ですね、情報について、日本はいわゆる十年までの中長期予報を出しております。これ内閣府なんですけれども、英国は、実は予算責任憲章というのがありまして、五十年の公的財政の長期予測の作成を求めています。そして、アメリカなんですけれども、アメリカも、現在十年ということなんです。これ、日本と同じなんですけど、更に二十年追加して三十年と、こういうことになっておりますので、ここ、先進国もかなり過剰債務になっております。そういうリスク表示もやはり政府として検討すべきではないかということを求めまして、時間になりましたので、終わります。